

大分県警察における捜査特別報奨金取扱要領の改正について

令和5年9月22日
大通達甲(刑企)第23号ほか
刑事部長等から本部各課・
所・隊長、警察学校長、各
警察署長宛て

(概要)

この通達は、大分県警察における捜査特別報奨金の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。